



## 全日本外洋ヨット選手権大会

### JAPAN CUP 2016

- 【主催】公益財団法人日本セーリング連盟  
【後援】国土交通省・海上保安庁(予定)・スポーツ庁・兵庫県(予定)・西宮市(予定)  
【協力】JSAF 加盟団体外洋内海・一般社団法人関西ヨットクラブ・  
日本 IRC オーナーズ協会・新西宮ヨットハーバー株式会社  
【開催地】新西宮ヨットハーバー (〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜 4-16-1)

### 【帆走指示書】

#### 1. 適用規則

- 1.1 セーリング競技規則 2013-2016 (以下 RRS)に定義された規則
- 1.2 IRC 規則 2016
  - 1.2.1 艇に搭載するセールの変更を認める。(IRC 規則 21.1.5(d)及び(e)の変更)
  - 1.2.2 国際 X-35 ワンデザインクラス 日本国内規定を適用する。
- 1.3 JSAF 外洋特別規定 2016-2017 (以下 JSAF-OSR)
- 1.4 個人用浮揚用具として、腰巻き型ライフジャケット (ポーチ式・ベルト式) は認めない。(RRS 1.2および40の変更。JSAF-OSR 5.01.1JSAF国内規定の変更)

#### 2. 競技者への通告

- 2.1 競技者への通告は、新西宮ヨットハーバー第一会議室の南側ガラス面に設置された公式掲示板に掲示する

#### 3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書の変更はそれが発効する当日の体重測定開始時刻までに掲示する。
- 3.2 レース日程に関する変更は、発効する前日の抗議締切時刻まで、発効する前日にレースが行われなかった場合は発効する前日の 18:00 までに掲示する。

#### 4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は関西ヨットクラブのクラブハウス 2 階に設置されたポールに掲揚される。

- 4.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を「60分以降」と置き換える。(RRS レース信号の変更)

## 5. レース日程

### 5.1 レース日程

11日(木)	10:00-11:00	体重測定
	11:55	当日最初の予告信号(インショアレース)
12日(金)	10:00-11:00	体重測定
	11:55	当日最初の予告信号(インショアレース)
13日(土)	07:30-08:00	体重測定
	08:55	当日最初の予告信号(コースタルレース)
14日(日)	10:00-11:00	体重測定
	11:55	当日最初の予告信号(インショアレース)
	17:00	表彰式

- 5.2 大会は、全8レース(インショアレース7レース、コースタルレース1レース)を予定する。

- 5.3 インショアレースの1日の最大レース数は、4レースとする。

- 5.4 8月14日(日)は、14:00を超えて予告信号は発せられない。

- 5.5 乗艇日により乗員リストの変更がある場合は、当該レース日の体重測定終了時刻までに大会本部にて申告すること。

## 6. レース旗

- 6.1 レース参加艇は、各レース予告信号からフィニッシュするまでの間または棄権するまでの間、JSAF レース旗を艇後部(バックスティ、ランナー、スターンパルピットなど)に掲揚すること。

## 7. レースエリア

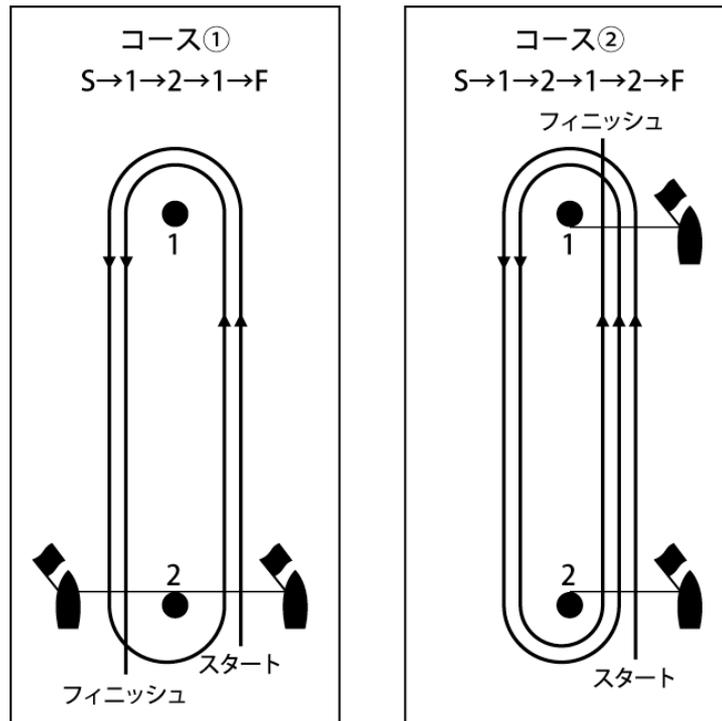
- 7.1 インショアレースは、大阪湾、西宮沖海面(チャート:W150A)とする。

- 7.2 コースタルレースは、大阪湾(チャート:W150A)とする。(添付図参照)

## 8. コース

### 8.1 インショアレース

- 8.1.1 下記見取り図は、レグ間の通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側にみて通過するかを含むコースを示す。



8.1.2 予告信号以前に、本部艇にコースを示す信号旗としての数字旗を掲揚する。  
数字旗 1=コース 1、 数字旗 2=コース 2

8.1.3 予告信号以前に、本部艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位と距離を掲示する。

## 8.2 コースタルレース

8.2.1 以下のいずれかとする。添付図はマークのおおよその位置、レグ間の通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側にみて通過するかを含むコースを示す。

a). ウエザーマークが無い場合：スタート→1→2→1→フィニッシュ

b). ウエザーマークが有る場合：スタート→ウエザー→1→2→1→フィニッシュ

8.2.2 ウエザーマークを設定する場合は、本部艇に緑旗または赤旗を掲揚し、ウエザーマークのおおよそのコンパス方位と距離を掲示する。

緑旗=ウエザーマークを左舷に見て回航

赤旗=ウエザーマークを右舷に見て回航

8.2.3 各マークのおおよその緯度経度は以下の通りとする。

スタートフィニッシュマーク 34° 40.000' N 135° 20.000' E

1 マーク (淡路島仮屋沖) 34° 30.000' N 135° 03.000' E

2 マーク (関空沖) 34° 29.600' N 135° 15.400' E

8.2.4 スタートマークとフィニッシュマークは同一のマークとし、スタート予告信号以降レース終了までは移動しない。

## 9. マーク

### 9.1 インショアレースのマーク

- 9.1.1 オレンジ色トマト型（高さ 1.5m 直径 1.5m）のマークを使用する。
- 9.1.2 帆走指示書 11「コースの次のレグの変更」にしたがって用いられる場合の、新しいマークは同型の緑色を使用する。再度コースを変更するためにマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

### 9.2 コースタルレースのマーク

- 9.2.1 それぞれのマークは以下の色と形を使用する。
  - スタートフィニッシュマーク 緑色トマト型（高さ 1.5m 直径 1.5m）
  - 1 マーク（淡路島仮屋沖） オレンジ色トマト型（高さ 1.5m 直径 1.5m）
  - 2 マーク（関空沖） オレンジ色トマト型（高さ 1.5m 直径 1.5m）
  - ウエザーマーク ピンク色涙型（高さ 1m 直径 1.5m）

## 10. スタート

- 10.1 レースは RRS 26 を用いて、予告信号をスタート信号の 5 分前とし、スタートさせる。予告信号旗は JSAF バージとする。
- 10.2 スタートラインは、スターボードの端にある本部艇上にオレンジ旗を掲揚しているマストと、ポートの端のスタートマークのコース側との間とする。
- 10.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。(RRS A4、A5 の変更)
- 10.4 スタート信号時に、艇体、乗員または装備のいずれかがスタートラインのコースサイドにありその艇が特定される場合には、レース委員会は VHF チャンネル 72 で、そのセール番号を送信するように努める。送信できなかつたり、計時が正確でなかつたりしたとしても、救済要求の根拠にならない。(RRS 62.1(a) の変更)
- 10.5 帆走指示書 12.2 の R 旗が掲揚されている場合、次のレースの予告信号は R 旗の降下の 1 分後に発せられる。

## 11. コースの次のレグの変更

- 11.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。

## 12. フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュラインは、本部艇上にオレンジ旗を掲揚しているマストと、フィニッシュマークのコース側との間とする。
- 12.2 レース委員会がその日の次のスタートを予定する場合、本部艇は先のレースのフィニッシュ時に R 旗を掲揚する。

### 13. ペナルティー方式

- 13.1 インショアレースにおいて、ゾーン外の RRS 第 2 章違反のペナルティーは 1 回転とする。(RRS 44.1 の変更)
- 13.2 IRC 規則、JSAF-OSR および帆走指示書で指定された項目に関わる違反に関しては、プロテスト委員会の判断により裁量ペナルティーを適用する場合がある。

### 14. タイムリミット

#### 14.1 インショアレース

先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 60 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。(RRS 35、A4、A5 の変更)

#### 14.2 コースタルレース

8 月 13 日(土) 18:00 をタイムリミットとし、それまでにフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。(RRS 35、A4、A5 の変更)

### 15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議書は、レース本部で入手できる。抗議および救済要求または審問再開の要求は、適切な締切時間内にレース本部に提出されなければならない。
- 15.2 抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 120 分とする。
- 15.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。
- 15.4 帆走指示書 6、17、18、19、21、22、23 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。(RRS 60.1(a)の変更) これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 15.5 レースを行う最終日では、審問再開の要求は次の時間内に提出しなければならない。
  - 15.5.1 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
  - 15.5.2 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。
- 15.6 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決から 30 分以内に提出しなければならない。(RRS 62.2 の変更)

### 16. 得点

- 16.1 各艇の所要時間に TCC を乗じた修正時間により順位を決定する。
- 16.2 本大会の成立には 3 レースを完了する事が必要である。

- 16.3 インショアレースが 5 レース以上成立した場合、艇のシリーズ得点はインショアレースにおける最も悪い得点を除外した得点とコースタルレースの得点の合計とする。  
(RRS A2 の変更)

## 17. 安全規定

- 17.1 艇長は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 90 分以内にレース本部の帰着申告書に記入・署名しなければならない。
- 17.2 スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨をレース本部にできるだけ早く報告しなければならない。また 上記報告は当該艇の責任者が行わねばならず、第三者に伝言を託してはならない。
- 17.3 乗員は、レース中個人用浮揚用具を使用できる状態で着用しなければならない。
- 17.4 いずれのコースも添付図の帆走禁止区域の航行を禁止する。また航行する本船に対しては十分注意し、航行を妨げないようにすること。

## 18. 乗員の交代と装備の交換

- 18.1 複数の艇に対しての乗員登録は認められない。
- 18.2 乗員リストに登録された乗員の間で その交代は認められる。ただし、一日に複数レースが実施される場合、当該日における乗員の交代は認められない。ただし、レース委員長がやむを得ないとして事前に承認した場合を除く。
- 18.3 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当の機会に行わなければならない。

## 19. 装備と計測のチェック

- 19.1 事前インスペクションは 適用規則に従い、レース公示に記載された日程で全ての参加艇に対して実施する。事前インスペクションの指定時間は 8 月 1 日（月）までに連絡責任者に通知する。
- 19.2 レース委員会より指定された事前インスペクションの時間に新西宮ヨットハーバー内に艇を繋留または上架させて置くこと。
- 19.3 インスペクションの際には 艇の責任者が立ち会うこと
- 19.4 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇は検査のために、レース委員会のエクイップメント・インスペクターまたはメジャーが乗り込む、あるいは直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。
- 19.5 乗員は、レースに参加する前に大会体重計測(T シャツ・ショートパンツ着用)をすること。

## 20. 運営艇

20.1 運営艇の標識は、次のとおりとする。

本部艇：JSAF エンサイン

本部艇以外の運営艇：OFFICIAL(黄色地に黒字の旗)

ジュリー・ボート：JURY(白地に黒字の旗)

インスペクション・ボート：INSPECTION(白地に赤字の旗)

## 21. 支援艇

21.1 支援艇は、事前に大会本部へ下記項目を申告すること。

①艇種(艇名) ②乗艇責任者名 ③責任者携帯電話番号 ④被支援艇名

21.2 支援艇は、貸与した支援艇旗を掲揚しなければならない。

21.3 支援艇は、予告信号から全ての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期・ゼネラルリコール・もしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにいてはならない。これらの項に違反した場合、その支援艇に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

21.4 支援艇は、被支援艇がインスペクションの対象と指示されて以降、インスペクション終了までの間は接舷および支援活動を禁止する。

## 22. 上架の制限

22.1 8月10日(水)16:00以降、自艇の大会終了まで上架してはならない。ただし、次の場合を除外する。

14.1.1 レース委員会の事前の許可書があり、その条件に従う場合。

14.1.2 緊急の場合。ただし、事後にレース委員会を納得させる義務がある。

## 23. 無線通信

23.1 いかなる無線通信も使用を制限しない。ただし、RRS 41を変更するものではない。

## 24. 賞

24.1 第1位の艇に JAPAN CUP(全日本選手権優勝杯)を授与する。

24.2 第2位、第3位の艇に賞を授与する。

## 25. 責任の所在

25.1 主催・後援・協力の団体は、大会前後および期間中に生じた物理的損傷または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

## 26. 保険

26.1 参加艇は有効なヨット保険(賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険)に加入していること。

## 27. 大会本部

新西宮ヨットハーバー (〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜 4-16-1) 内

6日(土) 「第二会議室」 10:00~16:00

7日(日) 「 ” 」 10:00~16:00

10日(水) 「第一会議室」 10:00~18:00

11日(木) 「 ” 」 10:00~18:00

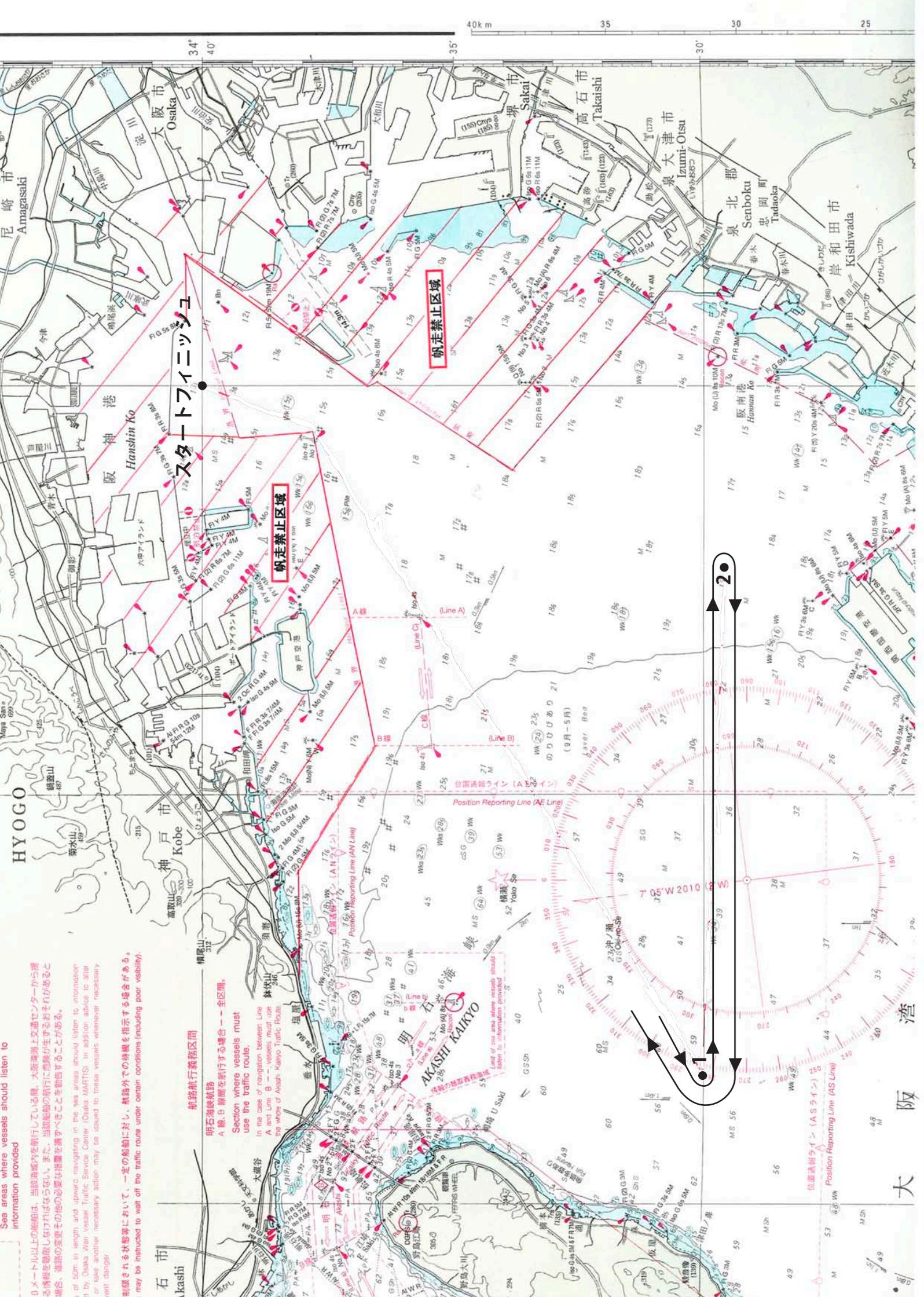
12日(金) 「 ” 」 10:00~18:00

13日(土) 「 ” 」 07:00~18:00

14日(日) 「 ” 」 10:00~18:00

電話番号 090-8997-1783 090-5616-6455 (大会本部開設時のみ)

以上



Sea areas where vessels should listen to information provided

0メートル以上の船舶は、当該海域内を航行している船、大阪湾海上交通センターから播れる情報を聴取し、取り扱わなければならない。また、当該船舶の航行に危険が生ずるおそれがある場合、進路の変更その他の必要措置を講ずるべきことを要することがある。

10 to 50m in length and upward navigating in the sea areas should listen to information provided by Osaka Min Vessel Traffic Service Center (Osaka MATSIS). In addition, advice to alter course or take another necessary action may be issued to these vessels whenever necessary, with danger.

制限される状態等において、一定の船舶に対し、航路外での停船を指示する場合があります。

may be instructed to wait off the traffic route under certain conditions (including poor visibility).

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.

明石海峡航路  
A線、B線間航行する場合は一全区域、  
Section where vessels must use the traffic route.

In the case of navigation between Line A and Line B, vessels must use the whole of Aoshima Kaiyo Traffic Route.